

Katarzyna Starecka

日本側による戦争責任自主裁判構想

2017年秋、ドイツの申請によってユネスコ世界記憶遺産のリストに「第2次アウシュヴィッツ裁判」の資料が登録された¹。一方、日本は「南京大虐殺」や「従軍慰安婦」に関する資料の信憑性に疑念を抱き、それらの資料をユネスコ世界記憶遺産として認定を目指す中国や韓国との対立に追い込まれており、「ドイツに見習え」と言われている。確かにドイツの教訓は多くのことを示唆しているが、両国のケースをどの程度まで比較できるのだろうか²。本稿では、日本での戦争責任の自主裁判構想に焦点を当て、日独の「過去」に対する姿勢の相違について検証したいと思う。

1 ドイツの教訓

敗戦の大きな痛手の中で、戦争直後のドイツ国民の心理状態は加害者の立場と被害者の立場が相半ばするものだった。西側の連合国も冷戦のため、反ナチよりも反共の方に重点を置き、ドイツの非ナチ化は表面的にしか行われなかつたため、行政官庁のあらゆるレベルにおいてナチ党員の活動歴を隠す者が数多く残つた。ニュルンベルク国際軍事裁判やアメリカ合衆国軍事裁判(いわゆるナチスの法律家裁判)による戦争処理の

¹ www.unesco.org/new/en/communication-and-information/memory-of-the-world/register/full-list-of-registered-heritage/registered-heritage-page-3/frankfurt-auschwitz-trial/ [2017年12月29日閲覧]。「フランクフルト・アウシュビツ裁判」の音声資料などに関してはwww.auschwitz-prozess.de [2017年12月29日閲覧]のサイトを参照。

² 過去の克服に関する日独比較研究の先行文献として栗屋憲太郎他『戦争責任・戦後責任—日本とドイツはどう違うか—』朝日新聞社、1994年、マンフレート・ヘットリング、ティノ・シュルツ「過去と断絶と連続—1945年以降のドイツと日本における過去との取り組みー」『ヨーロッパ研究』6号、2007年、93-118頁、庄司潤一郎「日中とドイツ・ポーランドにおける歴史と『和解』—その共通点と相違点を中心としてー」黒沢文貴、イアン・ニッッシュ編『歴史と和解』東京大学出版会、2011年、231-261頁、庄司潤一郎「『過去』をめぐる日独比較の難しさ—求められる慎重さー」https://www2.jiia.or.jp/pdf/column/140529_shoji.pdf [2017年12月20日閲覧]などを参照。

第一の波が終わった後、1949に形成された西ドイツのアデナウアー政権は戦後復興やNATOの加盟などを可能にするため、ナチの罪を認めたが、社会統合を目指して、深く反省したとは言えない。暴力の実行犯に対する訴追は続いていたが、決め手となる証拠はなかなか集まらず、1950年に約800件あった有罪認定は、1958年に22件にまで減少した³。

東ドイツは「反ファシズム」思想に基づいて「ナチと戦った側」とみなされ、かつ「国家社会主義の犠牲者」の立場から、戦争責任の清算への消極的な態度は、実質的に1990年まで続いていたが、西ドイツでは、国家社会主義犯罪に対する認識は経済成長や社会変化に伴い50年代末に始まった⁴。1958年「ウルム移動射殺部隊裁判」を契機に、ナチスの戦犯に関する情報収集、捜査、解明を効率的に行うためにレードヴィックスブルクに「国家社会主義の暴力犯罪を究明するための州司法行政中央本部」が設置された。その後ドイツの検察庁の協力で1961年にユダヤ人根絶計画の実行責任者アドルフ・アイヒマンがエルサレムの法廷に立ち、世界的に注目を集めた。次いでアウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所の運営に関与した22人が起訴され、1963年から1965年までの間に前述の「フランクフルト・アウシュヴィッツ裁判」が開かれた。判決自体は元囚人にとってはあまりにも寛容であったが、その裁判によって、占領された中東ヨーロッパにおけるナチスの犯罪規模、そしてそれまでにあまり知られていなかったアウシュヴィッツでのすさまじい状況、大量虐殺が明らかになり、西独の一般市民の歴史認識に大きな影響を与えた。裁判を始めたのはヘッセン州の首席検事を務めたフリッツ・バウアーで、ナチスの過去の犯罪に立ち向かった当時のドイツではまだ少数派の人一人だった⁵。

ナチス犯罪に批判的に取り組む動きは、1968年の学園紛争、それから1979年のテレビ映画「ホロコースト」の放映などを通じて社会全体を巻き込んだ運動に発展した。「親の世代」の行動やユダヤ人の絶滅の責任を問うような傾向が生まれ、ナチの過去を描く「包括的パラダイム」が道徳的基準で社会を分ける「排他的パラダイム」に取って代わるようになった⁶。1979年に西ドイツの連邦議会が「ナチ犯罪に時効なし」という原則を確立し、ドイツの司法当局はナチスによる虐殺に加担した人物に対する捜査を現在も行っている。1945

³ Henryk Solga, *Niemcy o Niemcach. Bilans ścigania zbrodniarzy hitlerowskich w Republice Federalnej Niemiec* [ドイツ人がドイツ人を語る — ドイツ連邦共和国におけるナチス犯罪者の起訴の清算—], IPN, Warszawa 1988.

⁴ Anna Wolff-Powęska, *Pamięć – brzemię i uwolnienie. Niemcy wobec nazistowskiej przeszłości (1945-2000)* [記憶 重責と解放 — ナチスの過去に対するドイツ (1945-2000)ー], Zysk i S-ka, Poznań 2011, pp. 223-322.

⁵ Fritz Bauer (1903-1968) はドイツ出身だが、ユダヤ人として、1933年にデンマークのホイベルク強制収容所に数ヶ月のあいだ収容された経験もあった。

⁶ Klauss Bachmann, *Długi cień Trzeciej Rzeszy. Jak Niemcy zmieniali swój charakter narodowy* [ナチス・ドイツの長い影 —どのようにドイツ人は国民性を変えたかー], Atut, Wrocław 2005, p. 140.

年から1992年までに、旧西ドイツにおけるナチス犯罪の訴追件数は10万件を超え、その後の裁判も含め6500件ほどが有罪となった。そしてルードヴィクスブルク・ナチス犯罪追及センターの捜査活動は2030年まで続くことが決まった⁷。

2015年にアウシュヴィツ解放70年目の追悼式典で、ヨハニム・ガウク大統領は「アウシュヴィツについて思いを馳せることなしにドイツ人のアイデンティティーはあり得ない」とまで言い切った⁸。連合国側による裁きとは別に、自らの手でナチス犯罪の訴追に従事したドイツとは異なり、日本政府は戦犯処罰には何のイニシアチブも示さず、結局国際軍事裁判、いわゆる東京裁判に留まり、戦争に対する政治的、道義的責任を深く反省していないと非難されている。それはドイツにおける「裁いた罪」と日本における「裁かれた罪」といった、戦争犯罪に対する認識に差異を生じさせている一因だと言われている。しかし実際は日本にも、しかもドイツより遙かに早い段階で、戦犯の自主裁判の計画が描かれていた。

2 国体護持が最優先

ポツダム宣言10条では「我々は日本民族を奴隸化しようとしたり滅ぼそうとする意図は持っていないけれども、我らの捕虜を虐待したものを含む一切の戦争犯罪人に対しては厳重な処罰を加える」と、戦争犯罪人への厳罰方針が明記されていた⁹。1945年8月9日、ソ連の参戦後、ポツダム宣言をめぐって開催された最高戦争指導会議では、この項に対し昭和天皇が「戦争犯罪人は朕の忠臣にして、之が引き渡しも忍びざる所」と述べた¹⁰。鈴木貫太郎首相、東郷茂徳外相、米内海相らは国体護持(天皇制維持)を条件にポツダム宣言受諾やむなしと考えていたが、阿南惟幾陸軍大臣らは自発的な武装解除、連合軍の本土進駐の回避、そして「戦争責任者の自國に於いての処理」という三つの条件を加えることを主張し、無条件降伏に反対した。8月10日の御前会議において激論の中、天皇は「忠勇な軍隊の武装解除や戦争責任者の処罰など、其等の者は忠誠を尽くした人々で、それを思ふと實に忍び難いものがある。而し今日は忍び難きを忍ばねばならぬ時と思ふ」と述べ、外相案を支持しつつ天皇の統治大権に変更を加えないことのみを条件にして、ポツダム宣言受諾の意思表明、いわゆる「聖断」を下した。アメリカ国務長官のジェームズ・バーンズ (James Byrnes) の回答は「降伏の時より、天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為其の必要と認むる処置を執る連合軍最高司令官

⁷ www.zentrale-stelle.de/pb/site/jum2/get/documents/jum1/JuM/Zentrale%20Stelle%20Ludwigsburg/InformationsblattZSt_Dez13-en.pdf [2017年6月10日閲覧]。

⁸ www.bundespraesident.de/SharedDocs/Reden/EN/JoachimGauck/Reden/2015/150127-Gedenken-Holocaust.html [2017年6月10日閲覧]。

⁹ <http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html> [2016年10月3日閲覧]。

¹⁰ 外務省編『終戦史録』下巻、新聞月鑑社、1952年、597-599頁。

の制限の下に置かれるものとす」となっていたが¹¹、8月14日の最後の御前会議では、天皇が「自分の非常の決意には変りない。内外の情勢、国内の情態彼我國力戦力より判断して軽々に考へたものではない。国体に就ては敵も認めて居ると思ふ毛頭不安なし。戦争を継続すれば國体も國家の将来もなくなる」とポツダム宣言受諾を最終的に決定した¹²。

戦後直後、8月17日に発足した東久邇宮稔彦王内閣も國体護持を最大の国政方針にすえた。連合国最高司令官マッカーサー (Douglas MacArthur) 元帥の厚木到着の直前、28日の記者会見で東久邇首相は「國体護持ということは理屈や感情を超越した、固いわれわれの信仰、祖先伝来われわれの血液にながれている一種の信仰」であると力説しながら、敗戦の原因として、戦力の急速な低下、戦災、原子爆弾、ソ連戦、戦時統制の行き過ぎなどを取り上げ、「ここに至ったのはもちろん政府の政策がよくなかったからでもあるが、また国民の道義のすたれたのもこの原因の一つである」と指摘した。そして「この際私は軍官民、国民全体が徹底的に反省し懺悔しなければならぬと思う。全国民総懺悔をすることがわが国再建の第一歩であり、わが国内団結の第一歩と信ずる」と唱えた¹³。

9月2日の米艦ミズーリ号上において重光葵外相らが天皇の代理、および日本政府代表として降伏文書に調印した。その2日後、帝国議会開院式の勅語で天皇が「朕は終戦に伴ふ幾多の艱苦を克服し國体の精華を發揮して信義を世界に布き平和国家を確立して人類の文化に寄与せむことを冀ひ」と、戦後日本がめざすべき国家像を「平和国家」だと宣言した。その議会において行われた施政方針演説のなかでは、東久邇首相は壊滅的な戦力と国力の現状を詳細に説明した上で、敗北の原因として米英の科学技術と豊富な物資、それから国民の道義低下を再び挙げた¹⁴。

ところで、無謀な戦争を開始した指導者の責任の問題を国民に自覚させる「一億総懺悔」論は十分な説得力はもちえなかった。それに「一億総懺悔」キャンペーンは日本の戦争犯罪を当時の政府・軍のトップに負わせる極東国際軍事裁判を企画する連合国側にとっては望ましくなかったゆえ、米国側は指導命令・新聞発行停止命令などを使い、その動きを押さえ込む措置を取った。そして『真相はかうだ』という宣伝番組等により日本の軍部の横暴を暴露し、「悪かったのは軍部だった。国民は騙されていたのだ」という信念を広めた¹⁵。

¹¹ 「バーンズ回答」の解釈等の問題については波多野澄雄「國体護持と〈八月革命〉：戦後日本の平和主義の生成」『国際日本研究』 第6号、2014年、http://japan.tsukuba.ac.jp/journal/pdf/06/1_hatano.pdf [2016年10月3日閲覧]を参照。

¹² 外務省編『終戦史録』下巻、696-709頁。

¹³ 『朝日新聞社史 昭和戦後編』朝日新聞社、1994年、16頁。

¹⁴ 第88回帝国議会衆議院議事速記録、<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/088/0060/main.html> [2016年10月3日閲覧]。

¹⁵ 連合軍総司令部民間情報教育局編『真相はかうだ』 1946年、<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1042022/1> [2016年10月3日閲覧]。

重光外相もこうした「全国民総懺悔論」に与することはできなかつた。重光によれば、擁護すべきは皇室と国民であり、過去の政・軍指導者は程度の差こそあれ全て戦争責任を負うべきであった。「之に依つて國体は維持せられ、國は救はるべし。陛下も責任なきことを自ら語らるるは不可なるのみならず、劫つて國体を破るものなり。陛下に責なきは臣下我々に於いて敵側に納得せしむべきなり。上層部が廻避、若は転嫁を行ふは内乱の基なり」と警告していた¹⁶。そして「内政革新」のためには「我方としては敵側の要求を俟つことなく自主的にポツダム宣言の内容を実現」することが必要であったと考えた¹⁷。

3 「公正なる裁判」

分割占領下のドイツと違つて、アメリカによる単独日本占領は間接占領の形式をとり、日本政府の存続が認められた。その日本政府が戦犯自主裁判の再検討を始めたきっかけは、9月10日の連合国軍総司令部(GHQ)の非公式提案である。その日マッカーサー元帥の副官であるシドニー・マッシュバー(Sidney J. Mashber)が横浜終戦連絡委員会委員長の鈴木九万と面談し、次のような趣旨を非公式に述べた。「最近アメリカの新聞記者が、マッカーサー元帥は戦犯につき何もせざと本国に電報し、これが大きな国内問題となり、同元帥としても何とかせねばならぬ立場に置かれた。かかる際に日本の新聞が、この問題について連合国側に好意的ではない論説を掲げているのは非常に困る。もしもこの際、日本側が自発的特別の裁判を始め、残虐行為の責任者を処罰するということになれば、マッカーサー元帥の立場も大変容易になると思う。戦犯については、戦争の計画、準備、開始及び遂行の責任者、並びに戦争法規違反の現地責任者および直接下人とあり、後の二者についてはすでに詳細調査している」¹⁸。

ところが翌11日、マッカーサーは太平洋戦争開始時の首相、東條英機らの戦犯逮捕第一指令を出した。東久邇内閣はこれに衝撃を受け、あわてて対策を講じた。9月12日朝、鈴木はマッシュバーを往訪し、戦犯問題について「日本側では何らかのアクションを執ること」は「天皇陛下として、忠誠を尽くした臣下を処断されるということは、大変躊躇遊ばせるところかと察せられる点」や、「戦犯容疑者を「アメリカ軍側が直接手を下して逮捕するにおいては、東條大将の場合のごとく自殺事件が発生する虞れ」がある点などを指摘したが、マッシュバーは「この際日本側が大至急戦犯容疑者を調査処罰する方針だということを発表するだけでも、マッカーサー元帥の立場を助け、問題を容易にするだろう」と告げた¹⁹。

¹⁶ 伊藤隆、渡辺行男編『続重光葵手記』中央公論社、1988年、252-254頁。

¹⁷ 同上、233頁。

¹⁸ 柴田紳一「日本側戦犯自主裁判の顛末」『軍事史学』第31(1・2)号、1995年9月、341頁による。

¹⁹ 同上。

日本側はさっそく終戦処理会議を開き、戦争裁判が連合国軍によって行われる場合でも、連合国側の裁判を極力公正なものにするため、日本側で戦争犯罪を早急に調査し「自主的裁判」を行い、その結果を連合国に通牒するようにすることを決定した²⁰。この会議に出席していた下村定陸軍大臣は、「我が方で裁判する方式を探ろうと決定した主な理由は、その方が裁判の公正を期すことができるということ、そして、連合国側が指名するまま無条件に容疑者たちを先方に引き渡したのでは古来の日本の武士道的慣習に反する、本人にしてもまず日本側の審議を受けることをのぞむであろう、という意見が大勢を占めたからであった」と証言している²¹。この会議で定められた最高弁護方針は次の三項目から構成されていた。まず天皇に責任を及ぼさないようにすること、それから国家を弁護することと、そして前二項の範囲内において極力個人を弁護することであった²²。

そして同日、9月12日には、政府は臨時閣議を開き、戦争犯罪人に対しては日本政府が公正な裁判を行う決意のある旨の政府声明案を決定した。閣議決定となった「自主裁判」とは、日本側が自ら戦争犯罪容疑者を指名して訴追するのではなく、連合国側が示す容疑者を対象として「公正なる裁判」を行うという趣旨であった²³。同じ12日の午後、東久邇首相は参内してこの旨を上奏した。この件で上奏を受けた昭和天皇は、忠誠を尽くした責任者を「天皇の名に於いて処断するは不忍なるところ」と再考を促した²⁴。

重光葵は「占領軍側が之を承認するや否やは別として、之を持ち出すことは、日本の主権を擁護する努力であるのみならず、日本内部の最も困難な問題に好影響を与ふる訳である」と考えた。「然し戦犯裁判は最も厳正に行はねばならぬ。占領軍側の提出する証拠は一応之を承認する建前をとるを要する。好い加減なことでは占領軍を満足せしむるものではない」と強調した。そして「自らの手で自らの詰を斬る覚悟でなければならぬ。もし此の覚悟が出来、日本の真意を世界に示す決意の上で、日本自身の手で是非を裁判することに賛成する旨を」明らかにした²⁵。

一方で、木戸幸一内大臣にとってはこの自主裁判構想は自家撞着をはらんだものだった。木戸が回想するように、天皇の名で戦争をして、今度は天皇の名で裁くというのは、当時の機構では不可能だった。そのため勝者の裁きが一番すつきりしていると考えていた。自主裁判をすれば「必ずや共産党の行なう政治裁判となり、この際とばかり国の

²⁰ 厚生省編「戦争犯罪人には日本側で審理・判定したうえで引き渡そう」『続・引揚援護の記録』クレス出版、2000年、127頁。

²¹ 同上。

²² 『東京裁判ハンドブック』青木書店、1989年、25頁。

²³ 永井均「戦争犯罪人に関する政府声明案 東久邇内閣による閣議決定の脈絡」『年報日本現代史』10号、2005年、271-321頁を参照。

²⁴ 木戸日記研究会編『木戸孝一日記』下巻、東京大学出版会、1966年、123頁。

²⁵ 伊藤隆、渡辺行男編『重光葵手記』中央公論社、1988年、551頁。

上層部を排撃することになり、また同一民族が血で血を洗うようなことが行なわれる恐れがある」と書いていた²⁶。

それにもかかわらず、閣僚の多くは日本自身の手による裁判構想に賛同して、政府は協議の上、結局同じ結論に至ったため、天皇は声明案の趣旨をGHQ側に申し入れることを了承した。その自主裁判構想は翌13日、重光外相がGHQのリチャード・サザーランド (Richard K. Sutherland) 参謀長に対して、戦争犯罪者引き渡し要求の中止を求めたが、「本裁判所に引き渡すことは益々困難なるべし」と拒否された²⁷。同日夜、重光は参内し、この「交渉の結果につき御報告申上」げた²⁸。

重光はその後、閣僚は総退陣し、戦争に無関係の「新人を似て内閣を組織する」という大改造を東久邇宮に申し出た。総理大臣はこの提案を受け入れる決心を決めたが、内閣の反対、特に木戸内大臣の意見によってこれは見送り、結局17日に重光は単独辞職した²⁹。

9月18日に東久邇首相は外国人記者団との会見を行なうが、その席上、彼は「日本の制度トシテハ天皇陛下ガ知ルコト無クシテ戦争ヲ始メル事ガ出来ルカ」「天皇ノ承認無シニ戦争ガ出来ルカ」「天皇陛下其他責任者ハ真珠湾ノ奇襲ニ関シテ事前ニシテ居タカ」「民主主義国ノ中ノ一部デハ天皇陛下モ犯罪者ノ一部ト見テ居ルガ所見如可」等の激しい質問に晒されて、その答弁は混乱し矛盾してしまった³⁰。こうして否応なしに戦争責任をめぐる議論は急速に浮上し、天皇訴追を危惧する宮内庁側はこれを回避するための様々な工作を通してGHQ側に働きかけることとなった。

4 「緊急勅令」案

ちなみに東久邇内閣の閣議決定が挫折した後も、国内裁判の主催が検討されていた。それは12条にわたる「民心ヲ安定シ国家秩序維持ニ必要ナ国民道義ヲ自主的ニ確立スルコトヲ目的トスル緊急勅令(案)」のことである。その条文は東久邇内閣と10月始めに組閣された幣原内閣の司法相の岩田宙造と書記官の次田大三郎によってまとめられたもので、さらに重光の後を継いだ外務大臣の吉田茂もそれに加担したと思われる。憲政記念館に保存されている牧野伸顕関係文書の中に見つけられた文書で、評論家の保阪正康の推測では、吉田は意見をうかがうためにひそかに昭和天皇の側近で岳父でもある牧野のもとに届けたようだ³¹。

²⁶ 木戸孝一『木戸孝一日記 東京裁判期』東京大学出版会、1980年、450頁。

²⁷ 江藤淳、波多野澄雄編『占領史録』講談社、1981年、287-289頁。

²⁸ 木戸日記研究会編『木戸孝一日記』下巻、123頁。

²⁹ 伊藤、渡辺編『続重光葵手記』249-250頁。

³⁰ 粟屋憲太郎編『資料日本現代史2』大月書店、1980年、336頁。

³¹ 保阪正康『安倍首相の「歴史観」を問う』講談社、2015年、148頁。

この勅令案の第1条に明記されたように、「本令ハ民心ヲ安定シ、国家秩序維持ニ必要ナル国民道義ヲ自主的ニ確立スル為国会の順逆ヲ紊リテ天皇ノ輔翼ヲ謬リ、其ノ大平和精神ニ隨順セズシテ主戦的、侵略的軍国主義ヲモテ政治行政オヨビ国民ノ風潮ヲ指導シ、又ハ指導ヲ輔ケ、因リテ明治天皇ノ勅諭ニ背キテ、軍閥政治ヲ招来シ、朋党比周以テ之ニ興ミシ清ヲ職リテ之ヲ助長支援シ、以テ満州事変、支那事変、又ハ大東亜戦争ヲ挑発誘導シ内外諸国民ノ生命財産ヲ破壊シ、且國体ヲ危殆ニ陥ラシメタル者、施設又ハ社会組織ニ付キ、之ヲ処断シ除却シ、又ハ解消セシムルコトヲ以テ目的」とした³²。戦犯の被告人は国務大臣が告発するか、百名以上の署名で国務大臣に告発を要求できる、という法律だった(第5条)。ただ被告人として告発されたとしても公職を辞して謹慎すれば、その対象とはしないとされていた(第4条)。

歴史学者の栗屋憲太郎が示したように、この案は当時の「國体護持」政策に沿っていて、天皇制のもとでの戦争責任追及というのは逆の免責の論理になっていた³³。要するに、この勅令案では天皇の「平和精神」に逆らって侵略的軍国主義により戦争を引き起した者を「叛逆罪」として死刑、または無期謹慎に処すと規定されている。満洲事変以後の昭和陸軍の指導者を断罪するところに主眼がおかれて、厳しいものにみえた。

保阪の考えでは、この案には戦時下に軍事指導者たちによって抑圧されたことへの文官の意趣返しの意図があった³⁴。「もしこれが実施されたなら、東京裁判の7人よりも死刑になる者は多かっただろう。海軍の軍人も大本営の責任者も、この案どおりに裁かれたならば、死刑や無期謹慎になったはずだ」と述べている³⁵。

その一方で東久邇内閣の証言などを見ていくと、少なくとも指導者層の間では、自主裁判がリンチになるという危惧はあまりなかったと思われる。それどころかむしろ、容疑者にとって公正な裁判が出来るだろうと考えていたようである。幣原内閣が発足した直後も、外務省外局終戦連絡中央事務局主任の中村豊一公使の発言によると国内裁判は容疑者のためにも有利なるべしという立場があつた³⁶。

昭和天皇は自らの手で「昨日までの忠臣を今日裁く」ことを拒否した。さらに連合国司令部の反対もあったと推測される。結局この戦争責任裁判法案も表沙汰にならずに11月末には消滅した。書類は焼却されたようだが、牧野の手元の文書だけは焼却を免れたのである。

³² 細谷千博、安藤仁介、大沼保昭『東京裁判を問う』講談社、1984年、121頁。

³³ 同上、113-114頁。

³⁴ 保阪『安倍首相の「歴史観」を問う』148頁。

³⁵ 保阪正康『昭和史七つの謎』講談社文庫、2003年、162頁。

³⁶ 日暮吉延『東京裁判』講談社現代新書、2008年、147-149頁を参照。

5 史実調査機関

ドイツ降伏に際しては、連合国軍がベルリンに進軍し、中央文書機関などを押さえ、大量の重要資料を確保した。日本の場合は栗屋憲太郎が強調するように「戦後は〈過去の克服〉ならぬ〈過去の湮滅〉で開始」した³⁷。1945年8月14日に当時の日本政府の「国や自治体の機密文書の廃棄」という閣議決定に基づいて各省庁や地方官庁では、戦争責任追及の証拠として連合国軍に押収されるのを防ぐため、関係書類の組織的な焼却が行われていた³⁸。ようやく11月22日マッカーサー総司令官は参謀第二部の要請を受けて、「捕虜記録の破棄中止命令」を発行した³⁹。

ここで注目すべき点は、9月5日芦田均（当時無所属）によって帝国議会に提出された質問主意書である。芦田が「大東亜戦争を不利なる終結に導きたる原因並其責任」を追及しながら、「官僚統制の失敗」を挙げて、責任の所在を明らかにするために、「研究の資料を保全し、かつ特殊の機関を設けて調査の任に当らしめ、速に一応の報告を公表して国民の期待に副うは、政府当然の職責なりと信ず」と述べた⁴⁰。その指摘に対する政府答弁書は「戦争遂行上、各方面にわたり組織、施策等に幾多遺憾の点あり」とすることにとどまったが、10月12日にGHQは日本政府に対して「戦争記録調査の指示」を発出し、太平洋戦争に關わる記録の収集を指示した⁴¹。その結果として、幣原内閣は10月30日に「敗戦ノ原因及実相調査ノ件」という閣議決定を発出した。そして11月24日、それに基づいて内閣部内に大東亜戦争調査会が設置された。その3日後に始まった第89回帝国議会で幣原首相は「大東亜戦争敗績の原因及び実相を明かにすることは、之に際して犯したる大いなる過ちを、将来に於て繰返すことのない為に必要である」と強調した⁴²。

他方、海軍省内（のち第一復員省）においては、終戦後の早い時期から「大東亜戦争敗戦ノ原因ヲ調査シ之ガ対策ヲ研究シ新日本建設ノ資料タラシムル為」に大東亜戦争戦訓調査委員会が設置された。さらに10月1日には「作戦関係資料蒐集委員会」が発足したが、この委員会設置の目的は「聯合軍ニ対シ提示スベキ作戦関係資料ヲ蒐集整理

³⁷ 栗屋他『戦争責任・戦後責任－日本とドイツはどう違うか－』77頁。

³⁸ 吉田裕『現代歴史学と戦争責任』青木書店、1997年、127-141頁、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/185/0180/main.html> [2017年4月25日閲覧]。

³⁹ *Destruction of Prisoner of War Records* (SCAPIN-332), <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9885396> [2016年10月20日閲覧]。

⁴⁰ 第88回帝国議会衆議院議事速記、<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syu-giin/088/0060/main.html> [2016年10月3日閲覧]。

⁴¹ *Institution for War Records Investigation* (SCAPIN-126), <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9885189> [2016年10月20日閲覧]。

⁴² 第88回帝国議会衆議院議事速記、<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syu-giin/089/0060/main.html> [2017年4月25日閲覧]。

スル」ととされていた⁴³。陸軍省では11月9日に軍務局の下に「陸軍として満州事変、支那事変及び大東亜戦争指導の実相に付き其の史実を調査することを目的として、「史実部」ないしは「史実調査部」が設置され、陸軍としての大東亜戦争に関する戦史の調査に着手した⁴⁴。

ところが、幣原内閣が設置した大東亜戦争調査会という名称については、GHQの指令により1946年1月に「大東亜」の文言が削除され、「戦争調査会」と改称された。初総会は1946年3月27日に開かれた。開催が遅れたのは、総裁が決まらなかつたためで、やむなく幣原首相みずから総裁に就任した。調査会には政治家、官僚、経済界、学術界、メディア、そして旧陸海軍関係者が集まつて、統帥や作戦などの側面も含めて、総合的な調査が計画されていた。

事務局発足から委員任命までの約4カ月間に、A級戦犯容疑者59人の逮捕命令、新憲法草案の公表など、議論の前提を変える出来事が続いた。総会冒頭で幣原首相は憲法9条案にも触れ、「世界は早晚戦争の惨禍に目を覚まし、結局私共と同じ[戦争放棄の]旗を翳して遙か後方に踵いて[従つて]来る時代が現れるであります」と述べた⁴⁵。

戦争調査は満州事変前後にまで遡つたが、その目的は戦争犯罪者の追及や次の戦争で勝利することではなく、このような苦境に陥った原因を探求して、再び失敗を繰り返させないことだと強調された。調査結果の判断は「健全なる輿論」に委ね、最終的に個々の「責任者」とみなされる指導者がその身の処し方を自主的に判断するというシナリオが念頭にあつた。それは、国内摩擦の種となりかねない「国内裁判」による处罚より効果的な方法と考えられた⁴⁶。そして「失敗」とは「敗戦」ではなく「開戦」であり、「戦争の起つた原因」も調査目的に加えられたが、開戦責任の解明に調査が及べば、天皇の責任を含む戦争責任論議が持ち込まれる可能性もあるということで、調査会のメンバーの間では合意に達することが難しかつた。

それにアメリカ・英連邦・ソ連・中華民国の代表により構成されていた、連合国軍総司令官の諮問機関である対日理事会(ACJ)においては、ソ連代表のデレビヤンコ(Kuzma N. Derevyanko)が「旧陸海軍関係者や戦争に協力した科学者などが戦争調査会の構成員に含まれている」ことを批判し、「戦争に関する経験を各般の見地から研究することは日本非武装化の目的に反する」と指摘していた。また「今次戦争を正当化する具になるかも知れない」と懸念を表明し、「調査会の目的が次の戦争を避けるためか、次の戦争で負け

⁴³ 「終戦における戦争調査及び史実調査」(コラム no. 3)、www.jacar.go.jp/glossary/fukuin-hikiage/column/column3.html [2017年6月10日閲覧]。

⁴⁴ 庄司潤一郎「『戦史叢書』における陸海軍並立に関する一考察—『開戦経緯』を中心として—」www.nids.mod.go.jp/publication/senshi/pdf/200903/02.pdf [2017年6月10日閲覧]。

⁴⁵ 丸山眞男「憲法第9条をめぐる若干の考察」『世界』1965年5月(235)、42-62頁。

⁴⁶ 波多野澄雄『国家と歴史－戦後日本の歴史問題－』中央公論社、2011年、7-8頁。

ないためなのか不明確」で、「戦争原因の究明と処罰は国際軍事法廷の任務」であると指摘していた。これに対し、アメリカ代表のアチソン議長(George Atcheson)は国際軍事法廷の任務は戦争の原因の探求ではなく、個々の容疑者に対する戦争責任を突き止めるものだと反論した。中国代表はアメリカを支持したものの、英連邦代表が「調査会の目的が明瞭でない」として、ソ連の立場に同調した。対日理事会内の対立は抜き差しならぬものとなり、結局GHQの解散勧告によって、戦争調査会は1946年9月30日に廃止された⁴⁷。

日本政治史の研究者である功刀俊洋の意見では、加害責任の視点が弱く限界も多い調査会だったが、「戦後、唯一、公的な場で敗戦の責任について議論する場」で、結論まで存続できていれば、指導者の責任や過失を自らもつと明確にできた可能性はあったとされている⁴⁸。

6 陸海軍事自主裁判のゆくえ

その間、軍部は前述の1945年9月12日の日本政府の声明案に基づき、自発的に戦犯(主としてBC級)とみられるものの調査を行い、国内法による裁判と処罰に乗り出した。連合国に先んじて、この処置をとれば、いわゆる戦犯者への誅求が緩和されるのではないかと考えていた。その中で台湾、サイゴン、セレベス区域における殺害事件等に関して調査を行い、8人に対して軍法会議に付して処罰した。量刑は禁錮10ヶ月から終身刑にわたっていたが、殺人などの明白な犯罪行為に対するものとしては、比較的軽いものだった⁴⁹。

ところが、一事不再理の法原則は認められず、処罰を受けた軍人たちは後に連合国各のBC級の軍事法廷で再審理され、すでに日本側で有罪にされていたため逆に重刑を受けた⁵⁰。その中で顕著な事例としては「死のバターン行進」(1942年4月、フィリピン、捕虜虐待で2万以上が死亡)の責任者である本間雅晴陸軍中将に対する礼遇停止が挙げられる。本間は10月18日に行政処分が出たにもかかわらず、山下奉文に続いて、翌年2月11日フィリピンのアメリカ軍の軍事法廷で銃殺刑判決があり、それは4月に執行された。

もう一つの例として挙げられるのは、1946年2月に行われた、B29爆撃機搭乗員処分に関する取り調べである⁵¹。1945年の夏、名古屋での市街地無差別爆撃を理由に27人の

⁴⁷ 富田圭一郎「敗戦直後の戦争調査会について—政策を検証する試みとその挫折—」国立国会図書館調査及び立法考査局、2013年http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_6019128_po_074405.pdf?contentNo=1 [2017年5月15日閲覧]。

⁴⁸ 功刀俊洋「大東亜戦争調査会の戦争責任観」『歴史評論』第557号、1996年9月。廣瀬順昭編『戦争調査会事務局書類』ゆまに書房、2015-2016年、全15巻を参照。

⁴⁹ 日暮『東京裁判』149頁。

⁵⁰ 豊田限雄『戦争裁判余録』泰生社、1986年、52-53頁。

⁵¹ 同上、51頁、半藤一利他『BC級戦犯』日本経済新聞出版会、2010年、329-356頁。

米軍の飛行士が軍律審判を省略したまま、斬首により処刑された。東海軍司令官の岡田資中将の訴因となったこの惨殺処刑が、陸軍省の許可なく行われたかどうかという疑問もあるが、米軍による市街地無差別攻撃も大きな問題であった。その時GHQ法務局長のアルヴァ・カーペンター（Alva C. Carpenter）は「日本の裁判所が日本人戦争犯罪人を裁判し得ざるは、ポツダム宣言に基くもの」とする見解を示し、かつ、継続中の裁判の資料を要求した。そして2月19日GHQは「刑事裁判権の行使に関する覚書」を指令し、「占領軍に関する犯罪は新たに設置される連合国裁判所で処理される」旨を明確にした⁵²。これにより日本の陸海軍事の「自主的裁判」は3月9日に全面的に中止されることになった。

その後GHQ法務局は、日本本土空襲の墜落米軍機と捕虜飛行士の運命等について徹底的な調査を行い、1947年から1948年にかけて横浜でBC級戦犯の軍事裁判を開始した。そこで被告人の一人となった岡田中将が自己責任を認め、部下をかばうとともに、米軍に対しては「無差別爆撃こそ国際法違反であり搭乗員の処刑は正当。軍による搭乗員の虐待はなく、むしろ激高した民衆から危害を加えられるのを防いだ。斬首刑は、日本古来の武士道にもとづく処刑方法であり、野蛮とは言えない」と主張して「法戦」を挑んだが、死刑の判決を受けた⁵³。

7 「人民法廷」の要求

上からの責任追求の提案とは異なる、人民による自国戦争犯罪人の責任追求の提案としては、1945年12月8日に開催された「戦争犯罪人追求人民大会」が挙げられる。これは、太平洋戦争が勃発した4年後に、戦争直後再建された共産党をはじめ五大衆団体が、東京、大阪、名古屋他各地で戦争犯罪人追求の大衆闘争を推進するために開催されたものである。東京の神田共立講堂で開かれた大会では志賀義雄・安田徳太郎・壱井繁治ら12人が演説し、いずれも戦争犯罪の最高責任者は天皇であると論じた。そこで志賀義雄から次のような挨拶があった。「もし天皇制の存続を許すならば以前にまさる悪質な軍国主義が再興し、日本人民大衆は今日以上はるかに戦慄すべき状態に陥るであろう。次代の若い大衆諸君のためにも天皇制の打倒はわれわれの責任であり、義務でもある。又残存特高勢力および司法検察当局のしぶとい反動勢力の暗躍および軍国主義勢

⁵² *Exercise of Criminal Jurisdiction* (SCAPIN-756), <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9885828> [2017年5月25日閲覧]。

⁵³ 「横浜BC級戦犯裁判で裁かれた搭乗員処刑事件」、<http://www.powresearch.jp/jp/archive/pilot/yokohama.html#08> [2017年5月25日閲覧]。

力の地下運動を徹底的に絶滅し、粉碎せねばならぬ」⁵⁴。なお、この大会において大蔵議長の黒木重徳（共）は天皇王族をはじめとする戦争犯罪人1571人の名簿を発表して、「参考のため」マッカーサーに提出した。そこには天皇を筆頭に軍部・警察・財閥・右翼・政党・言論・婦人など各界の指導者が網羅され、社会党や総同盟の幹部もその大半が含まれていた⁵⁵。連合軍司令部に手交した決議文は次のとおりである。

日本の人民大衆をして彼の恐るべき強盗侵略戦争に駆り立てゝ惨虐極まる犠牲の血を流さしめたる犯罪人に対する厳重処罰は日本勤労民衆の総意が切に希望する所であり且又、吾が日本共産党がポツダム宣言の精神に立脚し不斷に強調しつゝある所である。天皇制支配機構に於ける一切の指導的分子即ち天皇を始め重臣、軍閥、行政司法の官僚、財閥戦争協力地主、貴族院衆議院議員、反動団体のゴロツキ等が犯罪的侵略戦争の指導者、組織者であることは全く疑いなき事実である。今回梨本宮、平沼を始め59名に対する連合軍最高司令部の逮捕命令は戦争犯罪人の牙城に対する鉄鎧として全日本の人民大衆に深い感銘を与える所である。吾が党第四回全国大会は連合軍の今回の措置を全面的に支持すると共に今日尚日本の政治経済機構に深く巣喰つてゐる多数の戦争犯罪人に対する厳正処断が日本の民主化のための根本前提として急速になされることを茲に熱望して止まないものである⁵⁶。

国内の人民からも戦犯追及を要求する声や、連合国による裁判の限界を意識し、公職追放問題に日本人自身が主体的・積極的に関与することの重要性を強調する声も出てきた。ここではA級戦犯容疑者を連合国側の戦犯裁判だけではなく、日本側の「人民法廷」にもかけるよう要求した赤羽良平の論説等が挙げられる。赤羽の意見では「戦争責任は国民に対しても追るべきであり、同時にこれによって国民もまた彼等[A級戦犯]をして戦争に指向せしめた責任を(それが道義的なものであって政治的な責任はないにしても)反省すべきである。ただ単に連合国が断罪にのみお任せして、それで一切は相すみとしてしませる問題ではなくまた国民として反省、自悔はおろか、なんらの関心さえも示さないようであつては、折角の国際裁判の意味がなくなるもの」であった⁵⁷。

⁵⁴ 日本労働年鑑戦後特集（第22集）<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/rn/22/rn1949-387.html> [2017年4月10日閲覧]。

⁵⁵ 柴田「日本側戦犯自主裁判の顛末」346頁。

⁵⁶ <http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/rn/22/rn1949-387.html>.

⁵⁷ 赤羽良平「人民法廷の解説」『信毎情報』3/1946及び、吉田『現代歴史学と戦争責任』193-194頁を参照。

8 連合国側の「裁判の受諾」

第三帝国はソ連軍がベルリンを陥落させ、ヒトラーが自殺し、連合国がドイツを軍事占領したことによって終わったが、日本は「国体」と呼ばれる国家秩序の破壊を避けるために降伏を決めた。そして日本人の手による戦争犯罪追及の可能性をめぐる戦後初期の論議は占領国アメリカ合衆国に指示された明治憲法の改正へ向けた動きと同時に進行していた。マッカーサー元帥は天皇による正当化という助けなしには政治目標たる日本の民主化は達成できないと認識していて、その点で天皇制の支持を求める日本の保守エリートの利害と合致していた。

日本側はポツダム宣言の戦犯処罰規定が「通例の戦争犯罪」のみに限定されず、ドイツの場合と同様に戦争指導者の政治責任が追及されるだろうと認識していた⁵⁸。東條英機が逮捕されることになった時点で、外務省条約局がこの宣言の10条は「道義的非難の意をも含めて(中略)戦争の政治的責任者を含蓄する」と解釈した⁵⁹。1945年9月18日にアメリカ合衆国上院には「天皇を戦争裁判にかけることをアメリカの方針とせよ」という決議案が提出された⁶⁰。日本側にとっては昭和天皇の訴追の恐れがあつたが、マッカーサー元帥は国務次官のジョセフ・グルー (Joseph Grew)をはじめ「知日派」の意見に同意して、君主制の廃止より維持のほうが有益であると考えていた。『マッカーサー回想記』によると、27日に昭和天皇が初めて連合国最高司令官に会った際、「国民が戦争遂行にあたって行ったすべての決定と行動に対する全責任を負う者として、私自身をあなたの代表する諸国の裁決にゆだねる」と述べたとしている⁶¹。この会見の実際の経過は推測にとどまっているのだが、それ以来マッカーサーは昭和天皇が立憲政治と平和的な解決策を最初から支持してきたイメージを国際世論に強くアピールし、占領統治を円滑に進めるために天皇制を維持する方針を固めた⁶²。

その間、10月3日に東久邇内閣は「戦争責任等に関する応答要領(案)」を作成し、その後幣原内閣に代わって11月5日「戦争責任に関する件」を閣議決定した⁶³。その内容は、天皇はあくまでも対米交渉を平和裏に進めることに心を砕いていたこと、また、天皇の関与は憲法の運用上、確立された慣例に従うのみで、大本営、政府の決定事項の却下はできなかつたという天皇擁護論を確認するものであり、戦争指導者の責任に及ぶものではなかつた。

⁵⁸ 柴田「日本側戦犯自主裁判の顛末」338-339頁。

⁵⁹ 日暮『東京裁判』147-148頁。

⁶⁰ Gilbert C. Fite, Richard B. Russell, Jr., Senator from Georgia, UNC Press Books, North Carolina 2002, p. 198.

⁶¹ Douglas MacArthur, *Reminiscences*, McGraw-Hill Book Company, New York 1964, pp. 287-288.

⁶² 原武史『昭和天皇』岩波新書、2008年、153頁。

⁶³ 栗屋憲太郎『東京裁判への道』NHK出版、1994年、75-76頁、及び209頁。

他方で、11月帝国議会において日本自由党は、戦時議会の指導者の退陣を求める「議員の戦争責任に関する決議案」を提出したが、これは否決となった。そして12月1日に翼賛議員を多く抱える日本進歩党が対抗して提出した「戦争責任に関する決議案」が採択された。それは、戦争責任の対象を、開戦責任と国際法規違反の残虐行為にとどめ、一般国民には責任がないとしていた。「敗戦原因」の究明を中心とし、「軍閥官僚の専横」に追随策応した議員は静かに過去の行い反省し、深く自肅自戒して新日本建設に邁進しなければならないというものだったが、誰がどのような責任をとるのかはつきりしない「決議」で、議会も解散しなかった⁶⁴。ただ7日「位、勲章等ノ返上ノ請願ニ関スル件」が制定され、戦争中の行為等を顧みて、責任を痛感した場合には、勲章などを自主的に返還する請願の提出を認めたのみである⁶⁵。

さらにこの議会においては、戦時中「反軍演説」で知られていた衆院議員の斎藤隆夫は、「日本国民は果たして戦争の責任を負わねばならぬものであるかないか、此の論結に入るに先立だちまして、先ず似て戦争責任の根本に付て一言せざるを得ないのであります。私は見る所を極めて率直に明言する。今日戦争の根本責任を負う者は東條大将と近衛公爵、此の二人であると私は思う」と表明し、「支那事変がなければ大東亜戦争はないのである。それ故に大東亜戦争を起こした所の東條大将に戦争の責任があるとするならば、支那事変を起こした所の近衛公爵にも亦戦争の責任がなくてはならぬ」と訴えながら、個人の責任を積極的に追及した。これに対し幣原は「戦争責任者の追究につきましては国民の間に血で血を洗うが如き結果となるやうな方法によることは好ましくない」と答弁した⁶⁶。

東條英機は自殺未遂事件の後、9月17日に海軍大臣の嶋田繁太郎と並んで、「我々は天皇の身代わりとなって法廷に立つ」という意思を既に伝えていた⁶⁷。それに対し、近衛文麿元首相は、「稳健派」の政治家として、東久邇内閣にも加わった。近衛は1945年初頭に天皇への上奏文において、国内が共産化される危険があるといった過激な表現で、「國体護持」のため、「聖断」による米英に対する既時平和に言及したのである⁶⁸。それから戦争が終った後、國体擁護という目的で、昭和天皇の退位を提言し、改憲にも携わってきた⁶⁹。しかしながら、12月に入ると近衛、木戸ら9名の逮捕指令が下り、巣鴨拘

⁶⁴ 波多野『国家と歴史』6頁。

⁶⁵ 「位、勲章等ノ返上ノ請願ニ関スル件」、www8.cao.go.jp/shokun/shiryoshu/kunsho-henjo_1945.pdf [2017年5月20日閲覧]。

⁶⁶ 第89回帝国議会衆議院議事速記録、<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syu-giin/089/0060/main.html> [2017年4月25日閲覧]。

⁶⁷ 「日本近代史料に関する情報機関についての予備的研究」、<http://kins.jp/html/17shibata.htm> [2017年5月15日閲覧]。

⁶⁸ 庄司潤一郎「『近衛上奏文』の再検討 国際情勢分析の観点から」『国際政治』109号(1995年5月)、54-69頁。

⁶⁹ 渡辺治『日本国憲法「改正」史』日本評論社、1987年、51-58頁。

置所出頭の16日に近衛は服毒で命を絶った。遺書には「僕は支那事変以来多くの政治上過誤を犯した。之に対して深く責任を感じているが、所謂戦争犯罪人として米国の法定に於いて裁判をうける事は堪え難いことである」と記されていた⁷⁰。

1946年3月に国際検察局がA級戦犯被告の最終リストを作成し、東條元総理大臣を始め26人が選定された。そして4月にソ連の要求で重光葵と関東軍総司令官の梅津美治郎がそれに追加されることになった。5月3日に東京で極東国際軍事裁判は開廷した。天皇は訴追要求があつたにもかかわらず、「高度な政治的配慮から」免責が決定した⁷¹。当時首相になった吉田茂は10月のマッカーサー宛の書簡で戦争責任があるのは軍人、官僚、右翼、一部財閥の「一味徒党」だけだと強調していた⁷²。

1948年11月に下された判決では、日本が侵略戦争を遂行する犯罪的共同謀議は存在し、捕虜の福祉は完全に無視されたという結論になった⁷³。連合国によって裁かれたA級戦犯容疑者の大半は、自身の戦争責任を認めたが、それは東條が提出した宣誓供述書の中で書かれていたようにむしろ敗戦責任であった。

戦争が国際法上より見て正しき戦争であったか否かの問題と、敗戦の責任如何との問題とは、明白に分別できる二つの異なる問題であります。私は最後までこの戦争は自衛戦争であり、現時承認せられたる国際法には違反せぬ戦争なりと主張します。第二の問題、すなわち敗戦の責任については当時の総理大臣たりし私の責任であります⁷⁴。

ここで言及に値するのは吉田の国会答弁である。新憲法制定過程において、吉田は戦争放棄に関する本案の規定については「直接には自衛権を否定していないが、第9条第2項において、一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したことになる。近年の戦争は多く自衛権の名において戦われた。今日わが国に対する疑惑は、日本が好戦国であり、何時復讐戦をして、世界の平和を脅かすかも知れぬということが、日本に対する大きな疑惑となっている。先ずこの誤解を正すのが、今日われわれとして為すべき第一のことである」という趣旨を答弁した⁷⁵。この段

⁷⁰ 岡義武『近衛文麿』岩波新書、1972年、233頁。

⁷¹ 粟屋『東京裁判への道』127-143頁。

⁷² 日暮『東京裁判』153頁。

⁷³ <http://werle.rewi.hu-berlin.de/tokio.pdf>, p. 554-558 [2016年9月10日閲覧]。

⁷⁴ 東條由布子、渡部昇一編『大東亜戦争の真実－東條英機宣誓供述書－』WAC、2009年、238頁。

⁷⁵ 「日本国憲法制定時の会議録」、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/s210626-h06.htm、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/s210628-h08.htm [2016年8月12日閲覧]。

階では吉田はおそらく日本の軍事的脅威がなくなれば、連合国側にとっては天皇を裁判にかける必要性もなくなるのではないかと考えていたのだろう⁷⁶。

東京裁判終了の後も第二、第三次A級国際軍事裁判を開催する予定だったが、それは冷戦の展開のため実現しなかった。アメリカの占領政策は日本側が予想したほど過酷ではなかった。吉田および戦後日本外交の担い手たちの多くは、東京裁判を「みぞぎの道具」にすることで、その裁判の容認は国際社会の信頼性の回復、そして日本の「安全保障」政策に繋がると考えていた。さらにこれは戦後日本における対米協調の環境整備手段としての利点もあった⁷⁷。

1951年9月サンフランシスコで調印された講和条約の第11条により「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するもの」とした⁷⁸。なおここで注目すべきことは、条約の原文では「判決の受諾」(*accepts the judgments*)としていたが、外務省の日本語訳では「裁判」を受け入れることになった上で、その規定の解釈余地がかなり広がってきた⁷⁹。

9 冷戦後のイニシアティブ

東京裁判はその進行中は日本国内でかなり議論されたが、占領が終わってから数十年の間、特に問題視されることはなかった⁸⁰。やがて1980年代に入ると、歴史教科書や靖国神社参拝などの問題をめぐる国内外の対決が次第に展開され、「勝者の裁き」に由来する「押しつけられた歴史観」の批判の声も高まってきた⁸¹。当時の総理大臣の中曾根康弘は「戦後政治の総決算」を唱えた際に、「自虐的な思潮が日本をおおった」と述べて、日本としてのアイデンティティーの見直しと確立を説いた⁸²。

⁷⁶ 『幣原喜重郎』幣原平和財団、東京、1955年、650頁。

⁷⁷ 同上、153-154頁。

⁷⁸ 「サンフランシスコ平和条約」、<http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/docs/19510908.T1J.html> [2016年6月20日閲覧]。

⁷⁹ 波多野『国家と歴史』37-42頁、日暮『東京裁判』339-342頁を参照。

⁸⁰ 当時の批判論の事例として東京裁判の弁護団員らの著作が挙げられる。瀧川政次郎『東京裁判をさばく』東和社、1953年、菅原裕『東京裁判の正体』時事通信社、1961年、清瀬一郎『秘録 東京裁判』読売新聞社、1967年を参照。

⁸¹ 大沼保昭『東京裁判－戦争責任－戦後責任－』東信堂、2007年、25-26頁、庄司潤一郎『戦後日本における歴史認識－太平洋戦争を中心として－』『防衛研究所紀要』第4巻第3号(2002年2月)。

⁸² 中曾根康弘「新しい日本の主体性」(第五回軽井沢セミナーにおける講演、1985年)
<http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/exdpm/19850727.S1J.html> [2017年4月10日閲覧]。

その間、昭和時代の終焉と東西冷戦構造の崩壊という国内外の政治情勢の変化が一つの大きな契機となって、「戦前日本の侵略性」、日本による残虐行為の糾弾、戦後補償、そして昭和天皇の戦争責任をめぐる議論が一層活発化してきた。ここで注目に値する事業としては1990年代半ばに村山内閣が発表した平和友好交流計画に基づき2001年に設置されたアジア歴史資料センターが挙げられるのだが、ルードヴィヒスブルク・ナチス犯罪追及センターと違って捜査機関ではなかった。

国際法学者の大沼保昭が強調するように、東京裁判は植民地体制下の伝統的国際法の最後の段階で行われたものであり、日本の行為の直接の被害者であったアジアの「不在」はその「文明の裁き」の特徴となった⁸³。ちなみに、1946年12月に開催された「東京裁判から何を学ぶ」という公開研究会で、弁護士の布施辰治は戦争に反対した日本人がこの際裁判の検察団や判事団に全く加わっていないことは不当であることも指摘していた⁸⁴。

日本人の手による戦争責任を究明する従来のイニシアティブとしては1995年に開催された「アジアに対する日本の戦争責任を問う民衆法廷」などが挙げられる。主催者は民間団体で、有識者を集めて構成する模擬法廷なので、「判決」に法的拘束力はないが、その内容は次のようになっていた。

天皇裕仁は、アジア・太平洋地域における植民地支配や侵略戦争の遂行に、大元帥として、統治権者として極めて深く関わり、さらに植民地や占領地でも民衆支配や〈皇民化〉政策を推進するために大きな影響力を持った。また天皇制は民衆を統合し、服従させ、排除しながら侵略や戦争への参加させる、宗教的、且つ暴力的な力を發揮した(中略)象徴天皇制は、私達が戦争責任を未決にしている象徴として存在する⁸⁵。

さらに、慰安婦問題の責任を追及するための法廷を模した抗議活動として2000年に東京で「女性国際戦犯法廷」が開かれた。九つの国や地域から来廷した60人を越す被害者によりすさまじい性暴力被害の実態が次々と証言され、傍聴者を圧倒した。最終日、4人の判事たちにより「沈黙の歴史を破って」と題された認定の概要が読みあげられた。そして「判決」はほぼ1年後オランダのハーグで下された。人道に対する罪としての性奴隸制で起訴された9人の軍部・政府指導者は(昭和天皇も含めて)上官責任と個人責任で

⁸³ 大沼『東京裁判－戦争責任－戦後責任－』32-33、59-61頁。

⁸⁴ 吉田『現代歴史学と戦争責任』193-194頁。

⁸⁵ アジアに対する日本の戦争責任を問う民衆法廷準備会編『戦争責任－過去から未来へ－』 緑風出版、1998年、425頁。

有罪となつた⁸⁶。この「法廷」は弁護人はおらず、公正さが欠けていたとか、検事として北朝鮮の工作員が任命されたとか、証言者の旧日本の軍人は50年代に中華人民共和国に戦争犯罪人として抑留されて洗脳を受けたとか、外国からの政治的影響が強かつたといった様々な側面からの批判があつたが、戦後日本社会をジェンダー・民族の視点で分析した論考として確かに賛同できる。この事業の主催者は「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクション・センターという名称で活動を現在も続けている。

また日本国民自身による戦争責任の検証の試みとして、2005年に読売新聞社が1年にわたって連載した記事のシリーズが挙げられる。翌年にまとめた書物の中では上記の「民衆法廷」の判断と違つて、明治憲法に天皇は国政上の責任をいつさい負わない「無答責」と定められていること、開戦にいたる過程で「立憲君主としての枠内で一貫して戦争回避に努めた」ことから、昭和天皇に戦争責任はない結論している。「昭和戦争で日本を動かしたのは、主に陸海軍の軍官僚たちだった」⁸⁷。東京裁判によって指名されなかつた、満州事変で責任が重かった石原莞爾と、「日中戦争」が「対米英戦争」に変質するきっかけをつくった「三国同盟」・「南部仏印進駐」に対して最大の責任を担う近衛文麿などが挙げられている。

他方、2006年に広島で開催された民衆法廷では日米の国際法学者らによる「判事団」は「原爆の破壊的な威力を知りながら市民を狙つて攻撃したのは、国際法に反し人道に対する罪に当たる」として、米国のトルーマン大統領や原爆投下に関与した米将官ら15人全員に有罪を言い渡した⁸⁸。

それに加え、民主、共産、社民3党共同で1999年に衆議院に上程された「恒久平和調査局設置法案」が挙げられる。この法案は、「我が國の関与によりもたらされた慘禍の実態を明らかにすること」が目的とされ、調査対象として強制労働、慰安婦、化学兵器、非人道的行為、国際結束違反などが明記され、これらの検証を通じて、アジア地域の諸国民の「信頼醸成」と「名誉ある地位の維持」に資する、どうたつている。しかし、この動きはいわゆる「自虐史観の永続化」を図るものであるという批判もあって、4回も衆議院に提出されながら、いずれも審議未了となつてゐる。こうした法案成立の基盤となるはずの、国民の多くが共有できる「パブリック・メモリ」が未だに日本には形成されていないということがその一つの理由でもあると指摘されている⁸⁹。

⁸⁶ 「女性国際戦犯法廷」判決、http://vawwrac.org/war_crimes_tribunal/wct04_01_01 [2017年4月10日閲覧]。

⁸⁷ 読売新聞戦争責任検証委員会編『戦争責任を検証する』中央公論新社、2006年、www.yomiuri.co.jp/special/70yrs/main/#section7/1 [2017年4月12日閲覧]。

⁸⁸ 「原爆投下を裁く国際民衆法廷・広島」、<http://www.k3.dion.ne.jp/~a-bomb/indexen.htm> [2016年4月12日閲覧]。

⁸⁹ 波多野『国家と歴史』12-13頁。

ただし、戦争責任論および戦争犯罪裁判に関する認識の全貌を把握するためには戦後日本における平和運動の展開も視野に入れるべきである。戦争放棄は日本の国是となり、平和主義は日本国民のアイデンティティーの重要な要素となってきたからである。

おわりに

東京裁判については様々な議論があるのだが、日本の外務省のホームページに掲載されているように、日本の政府はサンフランシスコ平和条約第11条により、この裁判を受諾して「異議を述べる立場にはない」としている⁹⁰。現総理大臣の安倍晋三もこの見解を支持しながらも、東京裁判に沿う歴史観からの脱却の必要性を示す発言で国内外から注目と批判を浴びている。

連合国側が行った戦犯裁判の「審判」と「免責」をめぐる問題は戦後日本における「過去の克服」の阻害要因となったことは否定できない⁹¹。保阪正康は、「戦犯自主裁判が世界注視のなかで行われたならよかったです。そうすれば、アメリカを中心とする連合国占領政策もまた変わった方向に進んだであろうし、日本の戦後史の歩みも変わっていたに違いないと考えるからである」としている⁹²。

確かに、過去に真摯に向き合う一つのチャンスとなる戦争犯罪の自主的な追求や裁判が実現できなかったことは、日本が「敗戦のケジメ」を付けることも、「戦後」に終止符を打つことも困難にしていると考えられる。しかし「ドイツに見習え」と言うならば、日本の場合は自主裁判の対象はすべて公的な機関であり、その背景も非常に複雑であったことも考慮すべきである。ドイツではナチスの犯罪に焦点が当てられ、戦後の再軍備の過程で「無垢な国防軍」の神話が捏造されてきた。第二次世界大戦中のドイツ国防軍は約1800万人が従軍しており、従ってその議論は、より国民的な性格を持ち、「集団的犯罪論」とも密接に関わっていくことになる。そして戦後半世紀を経て漸く公的機関である国防軍の残虐行為の直接責任をめぐる大きな論争が繰り広げられ、未だに決着はしていない⁹³。ドイツ

⁹⁰ 「歴史問題Q&A」、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/index.html> [2016年10月10日閲覧]。

⁹¹ 粟屋『東京裁判への道』212-217頁。

⁹² 保阪『昭和史七つの謎』162頁。

⁹³ 庄司潤一郎「統一ドイツにおける「過去」の展示と歴史認識—ホロコーストを中心として—」『防衛研究所紀要』第3巻第2号(2000年11月)、50-59頁、木佐芳男『戦争責任とは何か—清算されなかったドイツの過去』中公新書、2001年、Jochen Böhler, *Auftakt zum Vernichtungskrieg. Die Wehrmacht in Polen 1939*, S. Fischer, Frankfurt am Main 2006、*The discursive construction of history: remembering the Wehrmacht's war of annihilation*, ed. Hannes Heer [et al.], Palgrave, Basingstoke 2008.

と日本とでは戦争犯罪を対象とした裁判は異なる展開を見せてきたものの、結局現在のドイツは日本と同様の疑問に直面してきていると言えよう。

参考文献

- 『朝日新聞社史 昭和戦後編』朝日新聞社、1994年。
- アジアに対する日本の戦争責任を問う民衆法廷準備会編『戦争責任。過去から未来へ』緑風 出版、1998年。
- 栗屋憲太郎『東京裁判への道』NHK出版、1994年。
- 栗屋憲太郎他『戦争責任・戦後責任。日本とドイツはどう違うか』朝日新聞社、1994年。
- 栗屋憲太郎編『資料日本現代史2』大月書店、1980年。
- 伊藤隆、渡辺行男編『重光葵手記』中央公論社、1988年。
- 伊藤隆、渡辺行男編『続重光葵手記』中央公論社、1988年。
- 江藤淳、波多野澄雄編『占領史録』講談社、1981年。
- 大沼保昭『東京裁判—戦争責任—戦後責任—』東信堂、2007年。
- 大沼保昭(聞き手江川紹子)『「歴史認識」とは何か—対立の構図を超えて—』中公新書、2015年岡義武『近衛文麿』岩波新書、1972年。
- 外務省編『終戦史録』下巻、新聞月鑑社、1952年。
- 功刀俊洋「大東亜戦争調査会の戦争責任観」『歴史評論』第557号、1996年9月。
- 厚生省編「戦争犯人には日本側で審理・判定したうえで引き渡そう」『続・引揚援護の記録』クレス出版、2000年。
- 木戸孝一『木戸孝一日記 東京裁判期』東京大学出版会、1980年。
- 木戸日記研究会編『木戸孝一日記』下巻、東京大学出版会、1966年。
- 木佐芳男『戦争責任とは何か—清算されなかったドイツの過去—』中公新書、2001年。
- 清瀬一郎『秘録 東京裁判』読売新聞社、1967年。
- 『幣原喜重郎』幣原平和財団、東京、1955年。
- 柴田紳一「日本側戦犯自主裁判の顛末」『軍事史学』第31(1・2)号、1995年9月。
- 庄司潤一郎「統一ドイツにおける「過去」の展示と歴史認識—ホロコーストを中心として—」『防衛研究所紀要』第3巻第2号、2000年11月。
- 庄司潤一郎「『近衛上奏文』の再検討 国際情勢分析の観点から」『国際政治』109号、1995年5月庄司潤一郎「戦後日本における歴史認識—太平洋戦争を中心として—」『防衛研究所紀要』第4巻第3号、2002年2月。
- 庄司潤一郎「日中とドイツ・ポーランドにおける歴史と『和解』—その共通点と相違点を中心として—」(黒沢文貴、アン・ニッシュ編『歴史と和解』東京大学出版会、2011年。

庄司潤一郎「『過去』をめぐる日独比較の難しさ—求められる慎重さ—」https://www2.jiia.or.jp/pdf/column/140529_shoji.pdf [2017年12月20閲覧]。

菅原裕『東京裁判の正体』時事通信社、1961年。

瀧川政次郎『東京裁判をさばく』東和社、1953年。

『東京裁判ハンドブック』青木書店、1989年。

東條由布子、渡部昇一編『大東亜戦争の真実—東條英機宣誓供述書—』WAC、2009年。

富田圭一郎「敗戦直後の戦争調査会について—政策を検証する試みとその挫折—」国立国会図書館調査及び立法考査局、2013年。

豊田隈雄『戦争裁判余録』泰生社、1986年。

永井均「戦争犯人に関する政府声明案—東久邇内閣による閣議決定の脈絡—」『年報日本現代史』10号、2005年。

波多野澄雄『国家と歴史—戦後日本の歴史問題—』中央公論社、2011年。

波多野澄雄「国体護持と(八月革命):戦後日本の平和主義の生成」『国際日本研究』第6号、2014年、http://japan.tsukuba.ac.jp/journal/pdf/06/1_hatano.pdf [2016年10月3日閲覧]。

日暮吉延『東京裁判』講談社現代新書、2008年。

原武史『昭和天皇』岩波新書、2008年。

半藤一利他『BC級戦犯』日本経済新聞出版会、2010年。

広瀬順皓編『戦争調査会事務局書類』全15巻、ゆまに書房、2015-2016年。

ヘットリング・マンフレート、シュルツ・ティノ「過去と断絶と連続—1945年以降のドイツと日本における過去との取り組み—」『ヨーロッパ研究』6号、2007年。

保阪正康『安倍首相の「歴史観」を問う』講談社、2015年。

保阪正康『昭和史七つの謎』講談社文庫、2003年。

細谷千博、安藤仁介、大沼保昭『東京裁判を問う』講談社、1984年。

丸山眞男「憲法第9条をめぐる若干の考察」『世界』1965年5月。

吉田裕『現代歴史学と戦争責任』青木書店、1997年。

読売新聞戦争責任検証委員会編『戦争責任を検証する』中央公論新社、2006年。

渡辺治『日本国憲法「改正」史』日本評論社、1987年。

Bachmann, Klauss 2005. *Długi cień Trzeciej Rzeszy. Jak Niemcy zmieniali swój charakter narodowy* [ナチス・ドイツの長い影。どのようにドイツ人は国民性を変えたか], Wrocław: Atut.

Böhler, Jochen 2006, *Auftakt zum Vernichtungskrieg. Die Wehrmacht in Polen 1939*, Frankfurt am Main: S. Fischer.

- Fite, Gilbert C. 2002. *Richard B. Russell, Jr., Senator from Georgia*. Chapel Hill & London: University of North Carolina Press.
- Heer Hannes (ed.) 2008. *The discursive construction of history: remembering the Wehrmacht's war of annihilation*, Basingstoke: Palgrave.
- MacArthur, Douglas 1964. *Reminiscences*. New York: McGraw-Hill Book Company.
- Sołga, Henryk 1988. *Niemcy o Niemcach. Bilans ścigania zbrodniarzy hitlerowskich w Republice Federalnej Niemiec* [ドイツ人がドイツ人について語る。ドイツ連邦共和国におけるナチス犯罪者の起訴の清算]. Warszawa: Instytut Pamięci Narodowej.
- Wolff-Powęska, Anna 2011. *Pamięć – brzemień i uwolnienie. Niemcy wobec nazistowskiej przeszłości (1945–2000)* [記憶：重責と解放。ナチスの過去に対するドイツ（1945–2000）]. Poznań: Zysk i S-ka.

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1042022/1> [2016年10月3日閲覧].
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9885189> [2016年10月20日閲覧].
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9885396> [2016年10月20日閲覧].
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9885828> [2017年5月25日閲覧].
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_6019128_po_074405.pdf?contentNo=1 [2017年5月15日閲覧].
<http://kins.jp/html/17shibata.htm> [2017年5月15日閲覧].
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/185/0180/main.html> [2017年4月25日閲覧].
<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/rn/22/rn1949-387.html> [2017年4月10日閲覧].
<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/088/0060/main.html> [2016年10月3日閲覧].
<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/088/0060/main.html> [2016年10月3日閲覧].
<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/089/0060/main.html> [2017年4月25日閲覧].
<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/089/0060/main.html> [2017年4月25日閲覧].
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/s210626-h06.htm [2016年8月12日閲覧].
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/s210628-h08.htm [2016年8月12日閲覧].
http://vawwrac.org/war_crimes_tribunal/wct04_01_01 [2017年4月10日閲覧].
<http://werle.rewi.hu-berlin.de/tokio.pdf> [2016年9月10日閲覧].
<http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/docs/19510908.T1J.html> [2016年5月10日閲覧].
<http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/exdpm/19850727.S1J.html> [2017年4月10日閲覧].
<http://www.k3.dion.ne.jp/~a-bomb/indexen.htm> [2016年4月12日閲覧].

- <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/index.html> [2016年10月10日閲覧].
<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html> [2016年10月3日閲覧].
<http://www.powresearch.jp/jp/archive/pilot/yokohama.html#08> [2017年5月25日閲覧].
www.bundespraesident.de/SharedDocs/Reden/EN/JoachimGauck/Reden/2015/150127-Gedenken-Holocaust.html [2017年6月10日閲覧].
www.jacar.go.jp/glossary/fukuin-hikiage/column/column3.html [2017年6月10日閲覧].
www.nids.mod.go.jp/publication/senshi/pdf/200903/02.pdf [2017年6月10日閲覧].
www.unesco.org/new/en/communication-and-information/memory-of-the-world/register/full-list-of-registered-heritage/registered-heritage-page-3/frankfurt-auschwitz-trial/ [2017年12月29日閲覧] www.auschwitz-prozess.de [2017年12月29日閲覧].
www.yomiuri.co.jp/special/70yrs/main/#section7/1 [2017年4月12日閲覧].
www.zentrale-stelle.de/pb/site/jum2/get/documents/jum1/JuM/Zentrale%20Stelle%20Ludwigsburg/InformationsblattZSt_Dez13-en.pdf [2017年6月10日閲覧].
www8.cao.go.jp/shokun/shiryoshu/kunsho-henjo_1945.pdf [2017年5月20日閲覧].

English Summary of the Article

Katarzyna Starecka

Japanese Initiatives Concerning Voluntary War-responsibility Trials

It is common knowledge that the International Military Tribunal for the Far East to Japan was equivalent to the Nuremberg trials to Nazi Germany. However, while Germany is seen to have actively pursued its war criminals, Japan continues to be accused of lacking similar initiative, and failing to fully analyze or take responsibility, morally or politically, for the war. In reality, during the Allies' conference for the acceptance of the Potsdam Declaration, Japanese Military officials proposed conditions allowing for Japan to carry out its own war criminal trials. Then on September 12, 1945 the Japanese government formulated a declaration of "just trials" for war criminals, independently of the Allies' war tribunal. However it is worth pointing out that there was also unofficial pressure from General MacArthur's headquarters to do so. In his opinion, a Japanese initiative in such matters was desirable. Based on this declaration, the Japanese military command began trials of class BC war criminals, but in February 1946 they were suspended at the behest of General Headquarters. It's also important to mention that there was a plan to release an Imperial Rescript aimed at harsh penalties for individuals who defied the Emperor's will and led Japan into an aggressive war (*hangyakuzai*). Additionally, leftist organizations were calling for civil tribunals that would try war criminals, starting with the Emperor. According to Yoshida Shigeru (the Foreign Affairs Minister and later Prime Minister), having the Occupation run the trials was in fact the most favorable outcome for Japan because of the unique connection between the nation and the Emperor, for whom judging his subjects would be especially painful (*shinobigatai*), it also prevented shedding the blood of kinsmen, saved the Emperor, and contributed to a system of national security. Opinions on the Tokyo Tribunal are divided; in present-day Japan discussions regarding the necessity of evaluating and re-evaluating wartime issues and judgments remain ongoing.

Keywords: war responsibility, voluntary trials, Emperor Shōwa, Higashikuni Naruhiko, Shidehara Kijūrō, Yoshida Shigeru